

廃船舶の処理

【基本的事項】

- ・ 移動可能な船舶は、必要に応じ随時、仮置場等に移動して差し支えない。
- ・ 外形上明らかに効用を失った被災船舶は処理可能とする。効用の有無と判断基準は下表の通りである。
- ・ 被災船舶の処理は所有者が行うことが原則であるが、「災害その他の事柄により特に必要となった廃棄物の処理」として被災市町村が処理を行う場合は国庫補助対象となる。



出典：「FRP 船リサイクルについて」
 （一般社団法人日本マリン事業協会）

表 1 効用の有無の判断基準

(1) 効用を失っていると推定される	(2) 効用がある推定される / 効用の有無に所有者の意思確認が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 船体が破断、残骸となっている ・ 船体が大破（原形をとどめない）し航行が不可能 ・ 家屋や廃棄物に埋まり、船舶を壊さずには分離することが困難な状態にある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船体の一部に破損・欠損があるものや水没による機器の損傷で航行不能な状態であっても、修復や修理によって使用可能となるもの

(2) のケースで、所有者の判断に一定の期間が必要な場合があり、意思確認の際に一定期間（2 週間～1 ヶ月程度）を設けるなどが必要。

【処理フロー】

被災船舶の処理フローは下図に示す。大型の船舶の場合、現場で解体作業を行うケースもある。

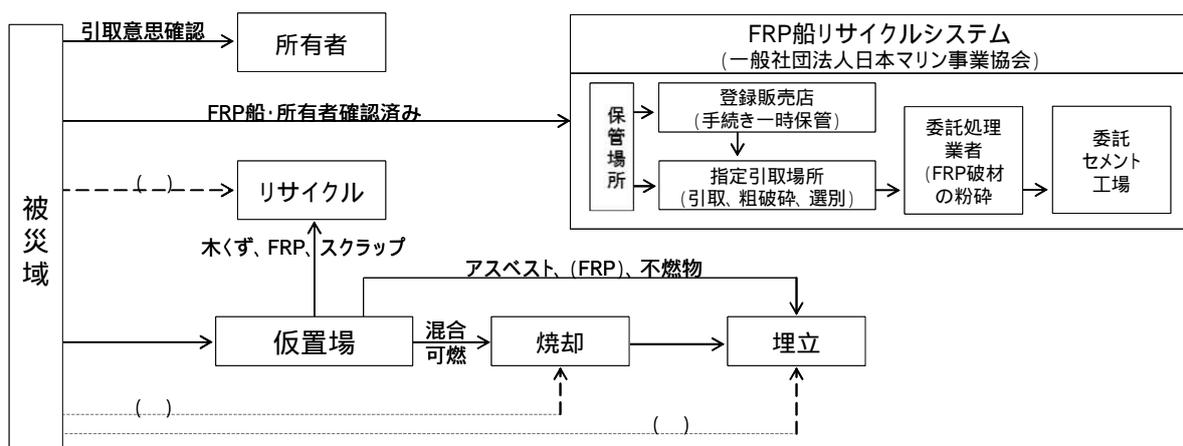


図 1 被災船舶の処理フロー

STEP1 被災船舶に対する所有者の意思確認

- ・ 船舶に表示された 船舶番号（小型船舶：検査済番号）、信号符字、漁船登録番号、船名、船籍港の情報を基に、関係窓口所有者情報と被災船舶の取扱についての意思確認を行う。

表 2 船舶情報問合せ先と所有者の確認事項

船舶の種類		問合せ窓口	所有者に対する確認事項
漁船		各都道府県の関係部署	被災船舶の所在地 保険の加入の有無及び補償の協議状況
漁船以外	大型船舶（20t 以上）	国土交通省海事局	処理方法の選択（所有者が再使用又は処理、市町村又は県に委託）
	小型船舶（20t 未満）	日本船舶検査機構	所有者が再使用又は処理する場合の時期・場所 市町村が処理する場合の船舶の抹消登録手続きについての周知

- ・ 被災船舶に関する対応状況、所有者の対応方針等を記録し、リストを作成しておく。
- ・ 被災船舶の運搬にあたっては、安全上必要な措置の他、廃油や有害物質の流出等について、環境保全上必要な措置を講じる。

STEP2 被災船舶の運搬

- ・ 船舶の運搬については、船のサイズにより判断する。
- ・ 大型船（～数百トンクラス）で岸壁に打ち上げられている場合、クレーン船等によって移動可能な場合もあるが、それ以外の場合（内陸地にあるもの、クレーンの能力より重量の大きい船）では、現場で運搬可能な大きさにしてから運搬する。
- ・ 小型船の場合、船の長さによって運搬方法が異なる。

表 3 船の長さによる運搬方法の目安（小型船）

～ 9m	クレーン付きトラックで吊り上げ、運搬
～ 10m	吊り上げには 20 トンクレーン車、運搬はトラックで可能
～ 13m	吊り上げには 20 トンクレーン車、運搬には低床トレーラーが必要

- ・ 廃 FRP 船は、船舶の残置物等を除去した後、一般社団法人日本マリン事業協会の「FRP 船リサイクルシステム」を利用して処理する。その場合、廃 FRP 船は同協会の登録販売店もしくは、指定引取場所へ引き渡す。処理の流れとしては、指定引取場所で粗破碎後、委託中間処理場で粉碎され、最終的にセメント工場でセメント原燃料としてリサイクルされる。

表 4 船舶内の残置物等

種類	具体例
生活ごみ等	生活ごみ、ビン・缶類、日用雑貨品など
漁具類	ロープ、漁網、防舷材など
危険物	重油、軽油、ガソリン、潤滑油、クーアント、蓄電池、消火器、火せん（信号紅炎等の火薬）など

STEP3 仮置場における被災船舶の解体処理

- ・ 廃 FRP 船は、前述の「FRP 船リサイクルシステム」を利用する。

- ・ 被災船舶を解体する前に、船内の残置物等及び船舶に付着した貝殻や海藻を除去し、廃棄物処理法により、適切に処理する。
- ・ 固定の燃料タンクから燃料を抜く場合は、船体の向きを正してから吸引ポンプで作業を行う。
- ・ 老朽船の場合、船内にアスベストや PCB 等有害物が使用されている可能性があるため、解体前にそれらの有無を確認し、発見された場合は、関係法令を遵守してその撤去作業を行う。石綿の使用部位や除去・取り外し作業の詳細については「船舶における適正なアスベストの取り扱いに関するマニュアル」((財)日本船舶技術研究会)を参照する。
- ・ 解体作業にあたっては、処理を安全に行うため、最初にエンジンや燃料タンクを除去する必要がある。
- ・ 続いて重機を用いて船体を解体するが、資源として回収可能なものが多く含まれていることから、鉄、非鉄金属、木、FRP、混合可燃、不燃物等に分別し、それぞれのリサイクルルート、処理ルートに乗せる。